

### 3 農業・農村の基盤

#### (1) 優良農地の確保・荒廃農地対策

本県の農地(耕地)は、開発需要や荒廃農地<sup>※1</sup>の発生等で、年々減少しています。

全体の農地(耕地)面積が減少傾向にある中で、農用地域内の農地(耕地)面積は、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用、荒廃農地対策等の各種施策により、概ね維持されています。引き続き優良農地を確保するために、農業振興地域制度等の適切な運用を図ります。

一方、荒廃農地については、全体の面積は横ばいであるものの、「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」は、5年間で416ha増加するなど、年々状態が悪化しています。

荒廃農地の発生を解消するため、各種補助事業を活用するとともに、農地利用最適化<sup>※2</sup>の推進に努めます。

※1 現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。

※2 農業委員等が、地域の話合いを推進し、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」等の取組を進めること。

#### 事例 八溝そばの産地強化の取組で遊休農地を解消(塩谷南那須地方)

那須烏山そば生産者組合では、そばを毎年100ha以上作付けし、八溝そばの推進に取り組んでいますが、新たに八溝そばの原種を生産する農地を確保するため、遊休農地の解消に取り組みました。

具体的には、品種交雑の不安がない夏そば、秋そばの作付け場から離れた、那須烏山市中山地区の約72aの遊休農地で、雑草除去、耕起、均平等を行い、八溝そばの原種を生産し、産地強化に向けた取組を推進しました。

今後も産地強化に取り組むことで、遊休農地の更なる再生利用が期待されます。



再生前



再生後